

四半期報告書

(第14期第1四半期)

株式会社エムティーアイ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	23
第5 【経理の状況】	24
1 【四半期連結財務諸表】	25
2 【その他】	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	40

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 多 俊 宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長 松 本 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6838

【事務連絡者氏名】 経営企画本部 経理部長 中 村 博 之

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期連結累計(会計)期間	第13期
会計期間	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日
売上高 (千円)	5,798,959	21,615,089
経常利益 (千円)	237,293	1,675,564
四半期(当期)純利益 (千円)	140,886	563,297
純資産額 (千円)	5,223,745	5,385,537
総資産額 (千円)	10,298,301	10,758,982
1株当たり純資産額 (円)	38,747.28	39,567.06
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1,041.76	4,086.52
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1,040.51	4,048.63
自己資本比率 (%)	50.5	49.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	21,029	1,449,459
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△144,704	△1,470,620
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△333,657	△11,722
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	966,563	1,442,113
従業員数 (名)	455	449

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当社は連結子会社であった株式会社ピコソフトを平成20年11月1日付にて吸収合併したため、連結子会社ではなくなりました。

また、当第1四半期連結会計期間において持分法適用関連会社であった株式会社ベックワンキャピタルは当社が所有する株式をすべて売却したため、関連会社ではなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	455	(126)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	399	(119)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
コンテンツ配信事業	5,675,562
自社メディア型広告事業	123,397
計	5,798,959

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しています。

2 主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	2,373,216	40.9
KDDI株式会社	2,229,949	38.5
ソフトバンクモバイル株式会社	933,348	16.1

3 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【経営上の重要な契約等】

(1) その他の契約

連結子会社との合併

被合併会社の名称	契約内容	契約締結日	合併期日
株式会社ピコソフト	吸収合併	平成20年9月18日	平成20年11月1日
株式会社コミックジェイピー(注)	吸収合併	平成20年11月4日	平成21年2月1日

(注)詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

連結子会社からの事業譲受

譲渡会社の名称	契約内容	契約締結日	事業譲受日
株式会社マジオク	事業譲渡	平成20年9月2日	平成20年11月1日

関連会社からの事業譲受

譲渡会社の名称	契約内容	契約締結日	事業譲受日
株式会社ムーバイル	事業譲渡	平成20年9月29日	平成20年12月1日

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当社グループは、第3.5世代携帯端末の普及に伴い、市場が拡大している着うたフル®や最大の季節需要期を迎えるデコレーションメールを中心に有料会員数の拡大を図るべく、TV広告・モバイル広告等のプロモーション活動を積極的に展開しました。これにより、着うたフル®、デコレーションメールの有料会員数は好調に拡大するとともに、健康情報、天気予報等の生活情報系コンテンツの有料会員数も順調に拡大しました。

これらの結果、主力事業であるコンテンツ配信事業の平成20年12月末の有料会員数は670万人（平成20年9月末比60万人増）まで拡大し、自社メディア型広告事業も相応に推移したため、売上高は5,798百万円となりました。

売上総利益は、コンテンツ配信事業の有料会員数の拡大に伴う増収により3,902百万円となりましたが、営業利益、経常利益については、支払家賃の増加やプロモーションのための広告宣伝費を積極的に投入したことにより、それぞれ266百万円、237百万円となりました。

なお、四半期純利益については、平成21年1月30日に発表しました「特別損失の計上に関するお知らせ」のとおり、特別損失として232百万円を計上しましたが、税効果会計の適用により140百万円を確保しました。

セグメント別の概況は、次のとおりです。

コンテンツ配信事業

音楽系コンテンツは、人気楽曲獲得やプロモーション展開に注力し、着うたフル®を中心に有料会員数は好調に拡大しました。なお、平成20年12月よりアーティストの最新プロモーションビデオを配信する音楽映像サイト『music.jpビデオクリップ』の新サービスを開始しました。

デコレーションメールでは、クリスマス・年末年始の季節需要の取り込みを図るべく、積極的なプロモーション展開を行ったほか、新規サイト『デコとも★えもじDX』や『デコとも★キセカエDX』のサービス立ち上げ等もあり、有料会員数は大きく拡大しました。

健康情報、天気予報や道路交通情報、地図等の生活情報系コンテンツにおいても、各コンテンツに効果的なプロモーション展開の実施により、有料会員数は順調に拡大しました。

これらの結果、平成20年12月末の有料会員数は670万人（平成20年9月末比60万人増）となり、売上高は5,675百万円に拡大しましたが、営業利益はプロモーション活動を積極的に展開したこと等により、415百万円となりました。

自社メディア型広告事業

先行的費用投資に伴う赤字額を最小限に抑えながら、『デコとも』、『ログとも』の登録会員の活性度の向上に取り組みました。合算の登録会員数は401万人（平成20年9月末比10万人増）となり、売上高は143百万円、営業利益は△128百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は10,298百万円となり、前連結会計年度末に比べ460百万円の減少となりました。

資産の部については、流動資産では売掛金が増加しましたが、主に現金及び預金が減少したことにより480百万円の減少となり、固定資産では投資有価証券が減少しましたが、主にソフトウェアや敷金保証金の増加により19百万円の増加となりました。

負債の部については、流動負債では買掛金が増加しましたが、主に未払法人税等が減少したことにより336百万円の減少となり、固定負債では主に退職給付引当金の増加により37百万円の増加となりました。

純資産の残高については、四半期純利益として140百万円を計上しましたが、自己株式の取得や剰余金の配当等により161百万円の減少となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末対比475百万円減少の966百万円となりました。

当期における各キャッシュ・フローの状況および要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増加や法人税等の支払等による資金流出がありましたが、減価償却費の計上や仕入債務の増加等により21百万円の資金流入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社株式の売却による収入がありましたが、無形固定資産（主にソフトウェア）の取得による支出等により144百万円の資金流出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出や配当金の支払等により333百万円の資金流出となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、6百万円です。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	447,600
計	447,600

(注) 平成20年2月21日開催の取締役会決議により、平成20年4月1日付をもって株式分割にともなう当社定款を変更し、発行可能株式数を223,800株増加させ、447,600株となっています。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	135,811	135,821	(株)ジャスダック証券 取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度の採用はありません
計	135,811	135,821	—	—

- (注) 1 提出日の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は含まれていません。
- 2 平成20年2月21日開催の取締役会決議により、平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対し、平成20年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を実施しています。

(2) 【新株予約権の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプション

株主総会の特別決議(平成12年12月22日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株引受権の数(個)	117
新株引受権のうち自己新株予約権の数	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株引受権の目的となる株式の数(株)	234
新株引受権の行使時の払込金額(円)	186,500
新株引受権の行使期間	平成13年2月1日から 平成22年9月30日
新株引受権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 186,500 資本組入額 93,250
新株引受権の行使の条件	新株引受行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と付与対象従業員との間で締結する「新株発行請求権付与契約」の定めによる
新株引受権の譲渡に関する事項	譲渡・質入・相続不可
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る払込金額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 2 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株引受権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議(平成15年12月19日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	223
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	446
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,080
新株予約権の行使期間	税制適格 平成18年2月1日から 平成21年9月30日 税制非適格 平成16年2月1日から 平成21年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 56,080 資本組入額 28,040
新株予約権の行使の条件	権利行使時点においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 会社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 会社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 会社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成15年12月19日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84,645
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成21年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 84,645 資本組入額 42,323
新株予約権の行使の条件	平成17年1月31日までは、割当数の3分の1、平成21年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 会社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 会社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 会社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	671
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,342
新株予約権の行使時の払込金額(円)	83,000
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 83,000 資本組入額 41,500
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。平成19年1月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	145,197
新株予約権の行使期間	税制適格 平成19年2月1日から 平成22年9月30日 税制非適格 平成18年10月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 145,197 資本組入額 72,599
新株予約権の行使の条件	(ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成19年9月30日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成22年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	95
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190
新株予約権の行使時の払込金額(円)	221,500
新株予約権の行使期間	平成19年12月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 221,500 資本組入額 110,750
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	495
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	990
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228,707
新株予約権の行使期間	税制適格 平成20年3月1日から 平成23年9月30日 税制非適格 平成19年3月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 228,707 資本組入額 114,354
新株予約権の行使の条件	(ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。なお、新株予約権者の任期満了による退任、定年による退職の場合は、権利行使期間終了まで引き続き権利を有するものとする (イ) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成20年2月29日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 233,500 資本組入額 116,750
新株予約権の行使の条件	(ア)本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社と協力関係にあることを要する (イ)本新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする ア 平成20年3月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

会社法第240条第2項および同条第3項の規定に基づくストックオプション

取締役会の決議(平成20年2月21日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	366
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	732
新株予約権の行使時の払込金額(円)	222,627
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 222,627 資本組入額 111,314
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年11月17日 (注) 1	△3,193	135,687	—	2,506,071	—	2,311,141
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 (注) 2	124	135,811	3,476	2,509,548	3,476	2,314,618

(注) 1 自己株式の消却による減少です。
2 新株予約権の行使による増加です。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しています。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,193	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 135,687	135,674	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	138,880	—	—
総株主の議決権	—	135,674	—

(注) 1 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式の13株が含まれています。なお、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権付株式に係わる議決権の数13個は含まれていません。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エムティーアイ	新宿区西新宿3-20-2	3,193	—	3,193	2.30
計	—	3,193	—	3,193	2.30

(注) 当第1四半期会計期間末現在の自己株式数は1,594株です。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月
最高(円)	118,600	131,900	106,800
最低(円)	64,500	82,800	94,000

(注) 最高・最低株価は、株式会社ジャスダック証券取引所における株価を記載しています。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名および職名		旧役名および職名		氏名	異動年月日
取締役	執行役員専務 music.jp事業本部長	取締役	執行役員専務 music.jp事業本部長 兼 洋楽配信部長 兼 コンテンツ戦略室長	高橋 次男	平成21年1月1日
取締役	新ビジネス担当	非常勤取締役	—	佐々木 隆一	平成21年1月22日
取締役	上席執行役員 CTO 開発センター長	取締役	執行役員常務 CTO 開発センター長	清水 義博	平成21年2月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	966,563	1,442,113
売掛金	5,691,318	5,441,371
商品	1,135	1,154
貯蔵品	3,652	8,855
繰延税金資産	596,171	554,452
その他	543,517	629,258
貸倒引当金	538,069	332,258
流動資産合計	7,264,290	7,744,946
固定資産		
有形固定資産	¹ 239,418	¹ 247,688
無形固定資産		
ソフトウェア	1,114,424	1,049,195
その他	7,112	7,369
無形固定資産合計	1,121,536	1,056,564
投資その他の資産		
投資有価証券	545,470	768,515
敷金及び保証金	648,267	562,791
繰延税金資産	427,539	330,760
その他	152,011	64,747
貸倒引当金	100,232	17,032
投資その他の資産合計	1,673,056	1,709,783
固定資産合計	3,034,010	3,014,035
資産合計	10,298,301	10,758,982

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,042,872	1,577,043
1年内償還予定の社債	50,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	200,196	200,196
未払金	878,747	766,760
未払法人税等	22,413	799,924
コイン等引当金	699,614	628,547
その他	295,102	502,841
流動負債合計	4,188,946	4,525,313
固定負債		
長期借入金	649,657	699,706
退職給付引当金	98,455	2,021
負ののれん	102,086	104,366
その他	35,410	42,037
固定負債合計	885,609	848,131
負債合計	5,074,556	5,373,444
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,509,548	2,506,071
資本剰余金	3,019,729	3,016,252
利益剰余金	176,843	335,459
自己株式	154,875	499,372
株主資本合計	5,197,559	5,358,411
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,983	10,323
評価・換算差額等合計	2,983	10,323
新株予約権	23,202	16,802
純資産合計	5,223,745	5,385,537
負債純資産合計	10,298,301	10,758,982

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	5,798,959
売上原価	1,896,958
売上総利益	3,902,000
販売費及び一般管理費	※1 3,635,790
営業利益	266,210
営業外収益	
受取利息	298
負ののれん償却額	2,279
雑収入	1,428
営業外収益合計	4,006
営業外費用	
支払利息	5,417
持分法による投資損失	1,687
消費税等調整額	24,229
雑損失	1,588
営業外費用合計	32,923
経常利益	237,293
特別利益	
投資有価証券売却益	6
特別利益合計	6
特別損失	
関係会社株式売却損	3,503
退職給付費用	89,116
コンテンツ情報料	139,527
特別損失合計	232,147
税金等調整前四半期純利益	5,152
法人税、住民税及び事業税	2,684
法人税等調整額	△138,418
法人税等合計	△135,733
四半期純利益	140,886

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	5,152
減価償却費	205,219
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	96,434
受取利息及び受取配当金	△298
コイン等引当金	71,066
売上債権の増減額 (△は増加)	△249,950
仕入債務の増減額 (△は減少)	465,828
未払金の増減額 (△は減少)	102,223
その他	81,454
小計	777,131
利息及び配当金の受取額	317
利息の支払額	△5,457
法人税等の支払額	△750,962
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,029
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△258,210
関係会社株式の売却による収入	216,000
その他	△102,494
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,704
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	△154,875
配当金の支払額	△135,687
その他	△43,095
財務活動によるキャッシュ・フロー	△333,657
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△457,332
現金及び現金同等物の期首残高	1,442,113
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△18,217
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 966,563

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1.	<p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更 連結子会社であった株式会社ピコソフトについては、平成20年11月1日付で当社に吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しています。 連結子会社であった株式会社マジオクおよび株式会社ピコソフト・ホールディングは重要性がなくなったため、連結の範囲から除外しています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 6社</p>
2.	<p>持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更 関連会社であった株式会社ベックワンキャピタルは平成20年11月28日付で同社の全株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しています。 関連会社であった株式会社ムーバイルは重要性がなくなったため、持分法適用関連会社の範囲から除外しています。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p>
3.	<p>会計処理方法の変更</p> <p>退職給付会計 当社グループは、退職給付債務の算定にあたり、前連結会計年度までは簡便法によっていましたが、当連結会計年度から原則法による算定方法に変更しています。この変更は、従業員数の増加により、退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものです。 この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額89,116千円を特別損失に計上しています。 この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、営業利益および経常利益は6,483千円減少し、税金等調整前四半期純利益は95,600千円減少しています。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年9月30日)	
※1 固定資産の減価償却累計額		※1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	190,377千円	有形固定資産の減価償却累計額	178,395千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	
支払手数料	633,657千円
広告宣伝費	1,301,448千円
給料・手当	499,337千円
退職給付費用	7,317千円
貸倒引当金繰入額	67,789千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	966,563千円
現金及び現金同等物	<u>966,563千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	135,811

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,594

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	—	23,202
合計		—	23,202

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	135,687	1,000	平成20年9月30日	平成20年12月22日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

共通支配下の取引等

1 対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称 株式会社ピコソフト

事業の内容 事業休止中

(2) 企業結合の法的形式

共通支配下の取引(吸収合併)

(3) 結合後企業の名称

株式会社エムティーアイ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

当社は、事業休止中の株式会社ピコソフトを今後の事業再編時に有効活用できる機会がないと判断したため、株式会社ピコソフトと合併しました。

合併の期日

平成20年11月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

共通支配下の取引等

1 対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称 株式会社マジオク

事業の内容 モバイル向けオークション事業

(2) 企業結合の法的形式

共通支配下の取引(事業譲受)

(3) 結合後企業の名称

株式会社エムティーアイ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

事業譲受の目的

当社は、モバイル・サービス事業を当社で一体運営した方が効率的にビジネス展開できると判断したため、株式会社マジオクのモバイル向けオークション事業を譲り受けました。

事業譲受の期日

平成20年11月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

共通支配下の取引等

1 対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称 株式会社ムーバイル

事業の内容 モバイル向け動画コンテンツ配信事業

(2) 企業結合の法的形式

共通支配下の取引（事業譲受）

(3) 結合後企業の名称

株式会社エムティーアイ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

事業譲受の目的

当社は、モバイル・サービス事業を当社で一体運営した方が効率的にビジネス展開できると判断したため、株式会社ムーバイルのモバイル向け動画コンテンツ配信事業を譲り受けました。

事業譲受の期日

平成20年12月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	5,675,562	123,397	5,798,959	-	5,798,959
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	20,535	20,535	(20,535)	-
計	5,675,562	143,933	5,819,495	(20,535)	5,798,959
営業利益又は 営業損失()	415,140	128,352	286,787	(20,576)	266,210

(注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称

- 1 事業区分の方法・・・サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
- 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は下記のとおりです。

コンテンツ配信事業・・・モバイル・コンテンツ配信(公式サイト運営)、広告代理店、等

自社メディア型広告事業・・・モバイル・コンテンツ配信(一般サイト運営)、広告代理店、等

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

本邦以外の国または地域に所在する子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	38,747円28銭	1 株当たり純資産額	39,567円06銭

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

第 1 四半期連結累計期間

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益	1,041円76銭
潜在株式調整後 1 株当たり四 半期純利益	1,040円51銭

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	
四半期純利益 (千円)	140,886
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	140,886
普通株式の期中平均株式数 (株)	135,238.74
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (株)	162.01
(うち新株引受権) (株)	(-)
(うち新株予約権) (株)	(162.01)

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

(連結子会社との合併について)

当社および株式会社コミックジェイピーは、平成20年11月4日付で「吸収合併契約書」を締結し、平成21年2月1日に合併しました。

1 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容

株式会社コミックジェイピー

コンテンツ配信事業

(2) 企業結合の法的形式

共通支配下の取引(当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社コミックジェイピーは解散します。)

(3) 結合後企業の名称

株式会社エムティーアイ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

3.5世代携帯電話端末の普及により今後の市場拡大が期待されるコミック配信のみ子会社で運営していましたが、コンテンツ配信事業全体を当社で一体運営する方がより機動的にビジネス展開できると判断したため、株式会社コミックジェイピーと合併しました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(ストックオプションとしての新株予約権の発行について)

当社は平成21年1月30日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く)および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しました。

なお、当社取締役に対するストックオプションの発行は、平成20年12月20日開催の第13期定時株主総会において承認された「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」での新株予約権の個数、内容および金額の総額の範囲内で行うものです。

1 スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役 2名

当社従業員 58名

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社取締役に対しては、普通株式200株を上限とする。

当社従業員に対しては、普通株式580株を上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の数

当社取締役に対しては200個、当社従業員に対しては580個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は780株とし、上記(2)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。ただし、新株予約権の払込みは、割り当てを受ける当社取締役および当社従業員が、当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、金銭による払込みを要しない。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ式を用いて算定する。

(5) 新株予約権の割当日

平成21年2月17日

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、株式分割または株式併合、時価を下回る価額での新株式の発行または自己株式の処分、その他行使価額を変更することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成23年3月1日から平成26年9月30日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に有することを要する。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上秀之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【会社名】	株式会社エムティーアイ
【英訳名】	MTI Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前 多 俊 宏
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 経営企画本部長 松 本 博
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長前多俊宏および当社最高財務責任者松本博は、当社の第14期第1四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認にあたり、特記すべき事項はありません。